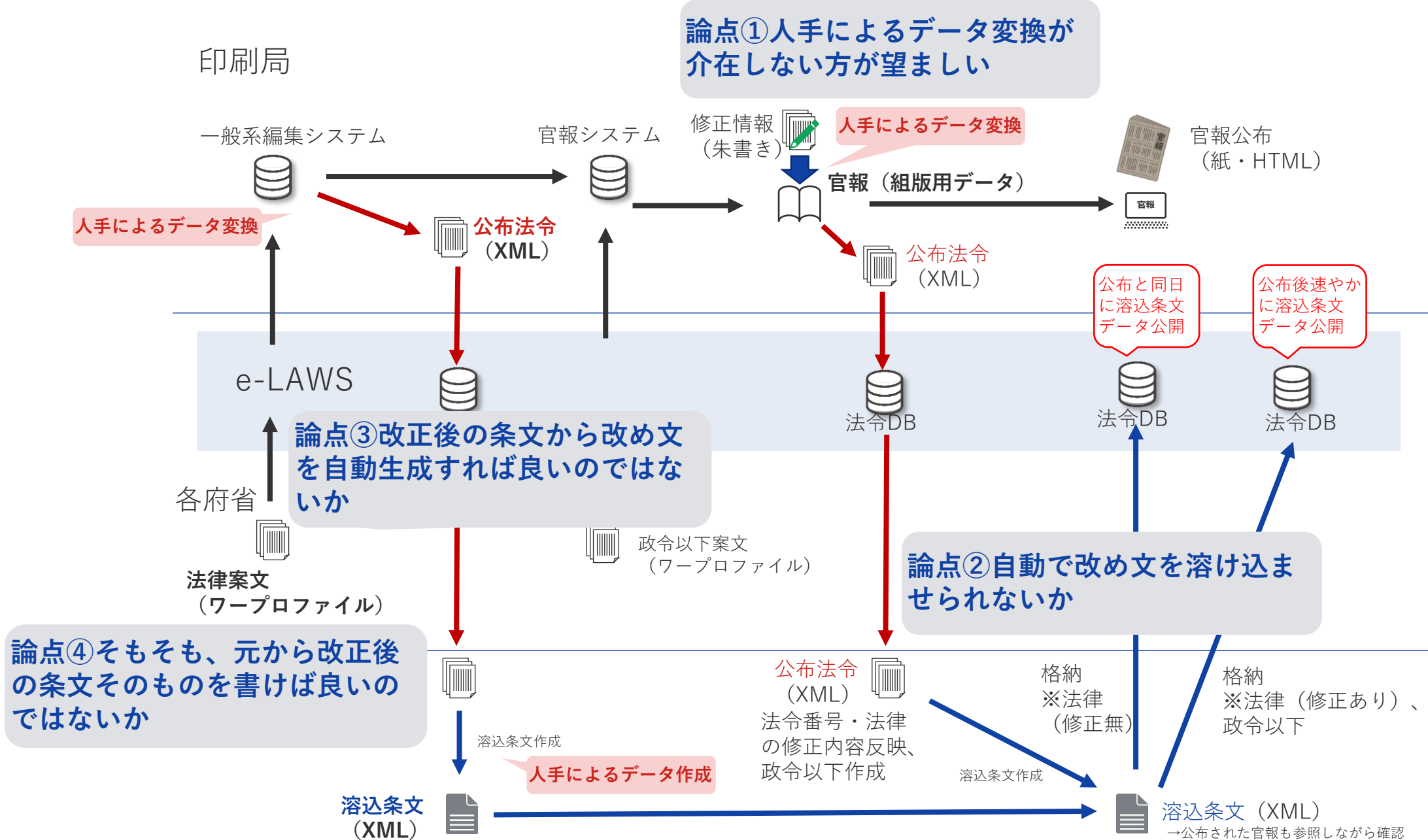


法制事務のデジタル化について

2022年3月16日

デジタル庁

e-LAWSデータ作成の流れ (R4年度～)



法令データの更新から逆算した法制事務の再設計についての論点

論点①人手によるデータ変換が介在しない方が望ましい

←現状、正本はあくまで紙で公布される官報

○官報のデジタル化に際しては、官報の法令に係るデータ形式をe-LAWSの法令データと構造化データで統一を目指してはどうか。

○そのためには、R4からのデータ整備運用の状況も踏まえて、データ共通化の可能性を検討してはどうか。

論点②自動で改め文を溶け込ませられないか

論点③改正後の条文から改め文を自動生成すれば良いのではないか

←改め文の表記や論理構造には、自動化が難しい複雑なパターン等が存在

○自動化等のデジタル化の実現には、既存の改正手法（改め方）を整理し、改正手法の統一が必要。

○そのためには、既存の改正手法に関するルール等の実態調査と、それらのルール等を実現する改正手法の検討が必要ではないか。

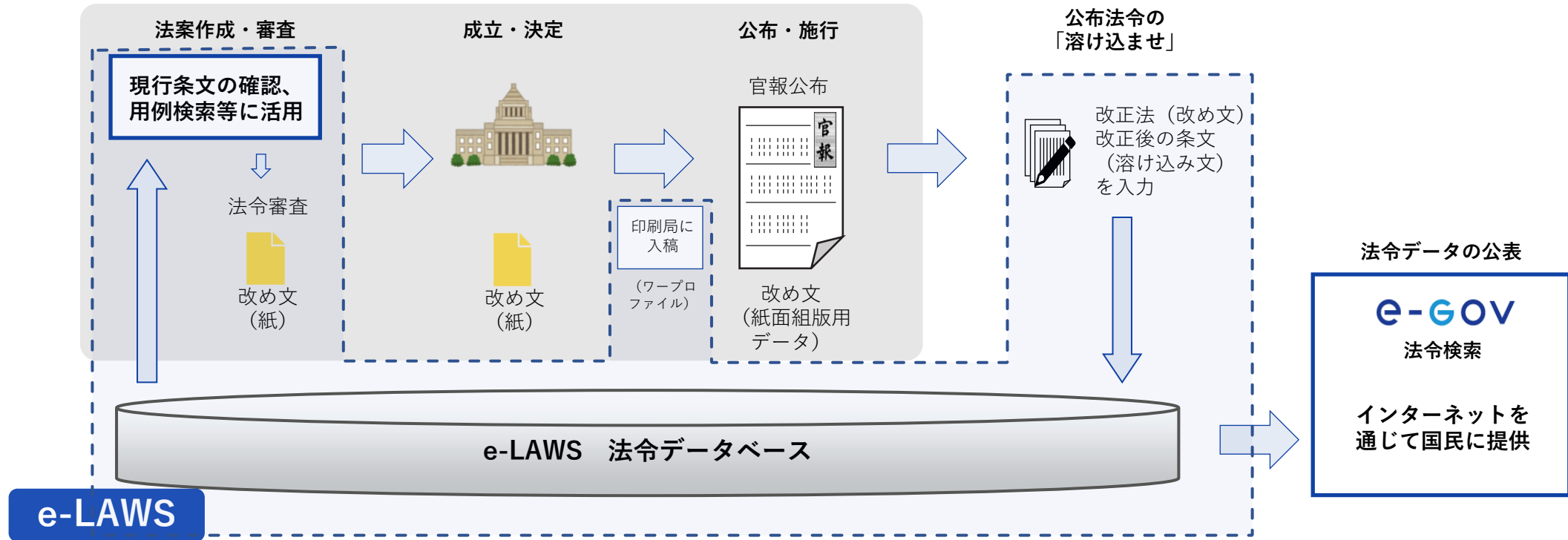
論点④そもそも、元から改正後の条文そのものを書けば良いのではないか

←現状、一部改正の場合は、改め文自体が法令（法律の場合、審議及び公布の対象は改め文）

○必要な改正を実現できるエディタの構想・開発が必要。

○そのためには、改正手法の統一とともに、機能要件を明確化することが必要なため、単純な改正などをサンプルとしたPoCを実施する等の検討がありうるか。

法令データの更新までの流れ（概要）



「改め文」とは？

対象となる法令のどの部分をどのように改めるかを、次の6種類の動詞を利用して逐語的に記述（逐語的改正方式）。改正点が明確であり、かつ簡素に表現できるというメリットがあるため、法改正の方法として定着。

1 改める	第五条中「公園」を「機構」に改める。
2 加える	第四十七条中「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。
3 削る	第十七条を削る。
4 繰り上げる 繰り下げる	第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。 第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げる。
5 付する	第十六条の次に次の章名を付する。
6 とする	第六条を削り、第五条を第六条とし、 第四条の次に次の一条を加える。

法令改正（改め文）のしくみ

一部改正法令（改め文）
公布：平成13年6月22日
施行：平成15年1月1日

法律第五十九号
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の
一部を改正する法律
（国民の祝日に関する法律の一部改正）
第一条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年
法律第七十八号）の一部を次のように改正す
る。
第二条海の日（七月十五日）を七月
の第三月曜日に改め、同条の項中「七月
の十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

国民の祝日に関する法律
【現行（平成13年6月22日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月二十日 海の恩恵に 歌老の日 九月十五日 多年にわたり
--

【改正後（平成15年1月1日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に 歌老の日 九月の第三月曜日 多年に

【新旧対照表の作成】

確認した現行条文を下欄（現行）に
改正条文を上欄（改正案）に記載した
新旧対照表を作成

【現行（平成13年6月22日時点）】	【改正後（平成15年1月1日時点）】
第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月二十日 海の恩恵に 歌老の日 九月十五日 多年にわたり	第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に 歌老の日 九月の第三月曜日 多年に

【法案（改め文）の作成】

新旧対照表を基に法案（改め文）
を作成



児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百
三十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「父」の下に「又は母」を加え、
「生活」を「生活等」に改め、「もつて児童
の」を削る。
第二条第二項を削り、同条第三項を同条第
二項とする。

e-LAWSの法令データの整備、機能向上に向けた取組状況

1. 当面の取組事項（法令データの整備）について

① 正確かつ信頼性の高い法令データの整備

- ・ 次期通常国会における法案提出での活用を図るため、法律・政令について、e-LAWSとぎょうせいデータとの突合を実施し、相違ある部分は官報に準拠した内容とした。
- ・ 府省令・規則については、法律・政令と同様の作業を年度内に完了する予定。
- ・ 今後の新たな改正については、令和4年3月末までは、引き続き、法務省とデジタル庁が連携してぎょうせいデータとの突合を行い、また、4年4月以降は法務省において官報原稿に基づく整備を行い、データの信頼性を担保。

② データ更新業務フローの見直し

- ・ 官報公布後速やかにe-LAWSに溶け込み条文を掲載するため、法令データ更新に資する官報公布形式法令（改め文等）のデータ作成を国立印刷局が、溶け込み法令形式のデータ作成を法務省が各府省や法令の専門業者の協力を得て行うよう調整中。
- ・ 法務省及び国立印刷局において今年度中に試行し、4年度から本格運用を開始する予定。現在、実施に向けた業務フロー等の調整を、デジタル庁、総務省、法務省及び国立印刷局が連携して実施中。

2. 中期的な取組事項（法制執務全体の業務フローの検証、e-LAWSの機能向上等）について

- ・ 法制執務の合理化・効率化や法案作成作業の負担軽減を図る観点から、法制執務全体の業務フローの在り方について検証を行った上で、法制執務の業務・システムの見直しを実施。
 - デジタル庁及び総務省が、関係府省と連携しつつ、諸外国の情勢も踏まえながら検討を行い、必要な見直しを実施する予定。

中期的な取組事項（法制執務全体の業務フローの検証）について

- 法制執務の業務フローの見直しにあたっては、下記のような、法令データ利活用の利便性向上を目的とすることが重要。
 - 法令データベース更新（溶け込み条文データ公開）の迅速化
 - 法令条文の意味的情報の充実、及び法令関連文書等との連携の充実
- 上記の観点も踏まえ、令和4年度には、総務省行政管理局等関係機関の協力も得て、下記の取組を実施予定。
 - ユーザニーズの把握
 - 法令データベース更新状況を踏まえての迅速化の検討
 - 法令データベースの高度化（条単位DB化）
 - 各府省における法制執務の実態調査→ デジタル化に適合的な法制執務のあり方の検討